

議案第 44 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例

令和 3 年 6 月 22 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が令和 3 年 5 月 19 日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正されたことに伴い、関係条例における所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものです。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「前条の表33の項」を「前条の表32の項」に改める。

第4条第2号中「第2条の表34の項」を「第2条の表33の項」に改め、同条第3号中「第2条の表51の項及び52の項」を「第2条の表50の項及び51の項」に改め、同条第4号及び第6号中「第2条の表55の項」を「第2条の表54の項」に改める。

第5条第2項ただし書中「第2条の表10の項、11の項、14の項、15の項、30の項及び31の項」を「第2条の表10の項、13の項、14の項、29の項及び30の項」に改める。

第2条 手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から55の項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条中「前条の表32の項」を「前条の表31の項」に改める。

第4条第2号中「第2条の表33の項」を「第2条の表32の項」に改め、同条第3号中「第2条の表50の項及び51の項」を「第2条の表49の項及び50の項」に改め、同条第4号及び第6号中「第2条の表54の項」を「第2条の表53の項」に改める。

第5条第2項ただし書中「第2条の表10の項、13の項、14の項、29の項及び30の項」を「第2条の表12の項、13の項、28の項及び29の項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

## 手数料条例（平成12年条例第4号）新旧対照表

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第1条による一部改正）

改正案	現行
<p>（閲覧の制限）</p> <p>第3条 <u>前条の表32の項</u>の公簿閲覧は、公衆の閲覧に供して差し支えないものに限る。</p> <p>（手数料の件数）</p> <p>第4条 第2条に規定する件数は、次の各号による。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>第2条の表33の項</u>の明示書1件に2筆以上にかかる明示を必要とする場合は、1筆増すごとに600円を加算する。</p> <p>（3） <u>第2条の表50の項及び51の項</u>の交付について、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p> <p>（4） <u>第2条の表54の項エ</u>のはり紙又ははり札の枚数の計算について、100枚に満たない端数は、100枚とする。</p> <p>（5） （略）</p> <p>（6） 前号の規定にかかわらず、<u>第2条の表54の項</u>に掲げる広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時であった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。</p> <p>（7）～（8） （略）</p> <p>（手数料の徴収等）</p>	<p>（閲覧の制限）</p> <p>第3条 <u>前条の表33の項</u>の公簿閲覧は、公衆の閲覧に供して差し支えないものに限る。</p> <p>（手数料の件数）</p> <p>第4条 第2条に規定する件数は、次の各号による。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>第2条の表34の項</u>の明示書1件に2筆以上にかかる明示を必要とする場合は、1筆増すごとに600円を加算する。</p> <p>（3） <u>第2条の表51の項及び52の項</u>の交付について、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p> <p>（4） <u>第2条の表55の項エ</u>のはり紙又ははり札の枚数の計算について、100枚に満たない端数は、100枚とする。</p> <p>（5） （略）</p> <p>（6） 前号の規定にかかわらず、<u>第2条の表55の項</u>に掲げる広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時であった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。</p> <p>（7）～（8） （略）</p> <p>（手数料の徴収等）</p>

## 第5条 (略)

2 手数料は、請求の際これを徴収する。ただし、第2条の表10の項、13の項、14の項、29の項及び30の項に規定する手数料にあつては交付の際これを徴収する。

3 (略)

## 第5条 (略)

2 手数料は、請求の際これを徴収する。ただし、第2条の表10の項、11の項、14の項、15の項、30の項及び31の項に規定する手数料にあつては交付の際これを徴収する。

3 (略)

## 手数料条例（平成12年条例第4号）新旧対照表

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第2条による一部改正）

改正案		現行	
（徴収の事項及び金額等）		（徴収の事項及び金額等）	
第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。		第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。	
	手数料を徴収する事項		金額
10	身分証明	10	個人番号カードの再交付
			1件 800円
		11	身分証明
			1件 300円
	11～53の項 略		12～54の項 略
54	その他の証明	55	その他の証明
			1件 300円
※現行の11～55の項については1項ずつ繰り上げ （閲覧の制限） 第3条 前条の表31の項の公簿閲覧は、公衆の閲覧に供して差し支えないものに限る。 （手数料の件数） 第4条 第2条に規定する件数は、次の各号による。 （1） 略 （2） 第2条の表32の項の明示書1件に2筆以上にかかる明示を必要とする場合は、1筆増すごとに600円を加算する。 （3） 第2条の表49の項及び50の項の交付について、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。 （4） 第2条の表53の項エのほり紙又はほり札の枚数の計算につ		（閲覧の制限） 第3条 前条の表32の項の公簿閲覧は、公衆の閲覧に供して差し支えないものに限る。 （手数料の件数） 第4条 第2条に規定する件数は、次の各号による。 （1） 略 （2） 第2条の表33の項の明示書1件に2筆以上にかかる明示を必要とする場合は、1筆増すごとに600円を加算する。 （3） 第2条の表50の項及び51の項の交付について、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。 （4） 第2条の表54の項エのほり紙又はほり札の枚数の計算につ	

いて、100枚に満たない端数は、100枚とする。

(5) (略)

(6) 前号の規定にかかわらず、第2条の表53の項に掲げる広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時であった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。

(7)～(8) (略)

(手数料の徴収等)

第5条 (略)

2 手数料は、請求の際これを徴収する。ただし、第2条の表12の項、13の項、28の項及び29の項に規定する手数料にあっては交付の際これを徴収する。

3 (略)

いて、100枚に満たない端数は、100枚とする。

(5) (略)

(6) 前号の規定にかかわらず、第2条の表54の項に掲げる広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時であった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。

(7)～(8) (略)

(手数料の徴収等)

第5条 (略)

2 手数料は、請求の際これを徴収する。ただし、第2条の表10の項、13の項、14の項、29の項及び30の項に規定する手数料にあっては交付の際これを徴収する。

3 (略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）新旧対照表

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第3条による一部改正）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理する（法令の規定により当該実施機関が当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。）ために必要な限度で、他の実施機関に対し、当該他の実施機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が同表の第3欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理する（法令の規定により当該実施機関が当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。）ために必要な限度で、他の実施機関に対し、当該他の実施機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が同表の第3欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供するときとする。</p>